

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年 4 月30日

**【会社名】** 株式会社新川

**【英訳名】** SHINKAWA LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長執行役員 西村 浩

**【本店の所在の場所】** 東京都武蔵村山市伊奈平二丁目51番地の1

**【電話番号】** 0 4 2 ( 5 6 0 ) 1 2 3 1 ( 代表 )

**【事務連絡者氏名】** 経営企画部長 森 琢也

**【最寄りの連絡場所】** 東京都武蔵村山市伊奈平二丁目51番地の1

**【電話番号】** 0 4 2 ( 5 6 0 ) 1 2 3 1 ( 代表 )

**【事務連絡者氏名】** 経営企画部長 森 琢也

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 )

## 1【提出理由】

当社および当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

### (1) 当該事象の発生年月日

平成26年4月25日（取締役会決議日）

### (2) 当該事象の内容

当社の固定資産について減損の兆候が認められたため、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき当該資産の回収可能性を検討した結果、下記のとおり平成26年3月期の個別決算および連結決算において、減損損失を特別損失に計上することとしました。

当社は、製品力強化や原価低減、技術力強化に努めてきましたが、各施策の効果は未だ限定的であり、平成26年3月期より取り組んでいる「企業体質強化」を軸に将来計画を見直した結果、短期での業績回復が見込めないものと判断し、減損損失の計上に至ったものです。

### (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、平成26年3月期の個別決算および連結決算において減損損失1,503百万円を特別損失として計上する予定です。